

## 第 16 章 ご利用ください (役立つ制度・各種機関)

### 官公需受注に関する情報サイト

#### 1 官公需情報ポータルサイト (中小企業庁)

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している発注情報を収集、中小企業・小規模事業者が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.kkj.go.jp/>

#### 2 ここから調達 (中小企業基盤整備機構)

創業・設立後 10 年未満の個人事業者及び中小企業者の方々を対象に、各府省等や地方公共団体との取引 (官公需) 機会を提供する WEB サイトです。

サイト URL <https://u10sme.smrj.go.jp/>

#### 3 北九州市技術監理局契約部ポータルサイト

北九州市の入札・契約情報等を検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

#### 【問い合わせ先】

1 : 中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL 03-3501-1669
2 : 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課	TEL 03-5470-1525
3 : 北九州市技術監理局契約部	
制度・業者登録など 契約制度課	TEL 093-582-2545
工事入札契約案件 契約課【工事】	TEL 093-582-2256
物品入札契約案件 契約課【物品】	TEL 093-582-2017

### 国の補助金等情報サイト

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金や小規模事業者持続化補助金、サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金など、中小企業のみならずさまざまな事業者にとって使いやすい補助金等の情報が入手できます。



サイト URL <http://www.chusho.meti.go.jp/>

#### 【問い合わせ先】

中小企業庁 TEL 03-3501-1511 (代表)

## 中小企業等経営強化法に基づく支援

～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～

中小企業等経営強化法は、中小企業・小規模事業者等の経営力向上を図るため、「経営力向上計画」を策定し国の認定を受けた企業に対し、税制や金融支援などの特別措置を行うものです。

なお、（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センターは、経営革新等支援機関に認定されており、経営力向上計画の作成支援をはじめ、経営課題解決のためのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

### ◆STEP1 経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の経営力を向上させるための取組内容を記載した事業計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取り組み等を記載します。策定にあたっては、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

### ◆STEP2 担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。

### ◆STEP3 税制・金融などの支援措置

新たに取得した一定の設備について支援措置を受けることができます。

#### 【税制措置】

- 中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、即時償却または最大で10%の税額控除が可能
- 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減

対象設備：2021年3月31日までに導入した対象設備  
利用できる方：資本金1億円以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの

#### 【金融支援】

- 中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
- 中堅企業向け：（独）中小企業基盤整備機構の債務保証 など

### 【問い合わせ先】

★詳細な手続きや要件等については、中小企業庁ホームページよりご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

## 国立大学法人 九州工業大学 イノベーション推進機構 グローバル産学連携センター

九州工業大学イノベーション推進機構グローバル産学連携センターでは、大学の研究活動の強化を図るべく国際産学連携活動の推進等に取り組むほか、産学連携を推進するべく技術相談や共同研究等の組成支援、技術移転などに取り組んでいます。

研究能力強化	学内の研究強化	大学の研究活動の調査・分析・評価・広報に取り組み、研究能力の強化と特徴的な研究活動の先鋭化等に取り組んでいます。
	国内外の連携研究プロジェクト	学内外の連携研究プロジェクトの企画・立案を行うほか、海外研究機関等との国際産学連携活動の推進に取り組んでいます。
産学連携支援	情報発信	ホームページ、メールマガジン、出展事業等で各種セミナーやシンポジウム、技術シーズ等の情報発信を行っています。
	産学官の交流の場づくり	大学の技術シーズ等を紹介する「三木会」を開催しています。
	技術相談	企業の皆様から技術課題の相談を受けつけています。
	共同研究等の組成支援	企業と本学の研究者の共同研究・受託研究等のコーディネートを行います。
技術移転	技術移転	本学が生み出した特許のライセンスに関する相談や契約手続き等を支援しています。
	ベンチャー支援	インキュベーション施設の運営を通じて、ベンチャー企業を支援します。

### 【問い合わせ先】

国立大学法人 九州工業大学 イノベーション推進機構 グローバル産学連携センター  
〒 804-8550 北九州市戸畑区仙水町 1-1 TEL 093-884-3485 FAX 093-881-6207

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ccr.kyutech.ac.jp/>



## 北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター

北九州工業高等専門学校地域共同テクノセンターは、地域産業の振興、新製品開発を積極的に支援するために地場企業との連携をサポートします。

共同研究	本校の教職員と企業等の研究者が在職のままで、共通の課題について共同で研究を進めます。
受託研究	企業等から委託を受け、企業等に代わって本校の教員が研究を行います。
技術相談	技術相談部門で受け付けます。

### 【問い合わせ先】北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター (総務課 研究支援係)

〒 802-0985 北九州市小倉南区志井 5-20-1

TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7214 URL <http://www.kct.ac.jp>

## 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

## 公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター

北九州市立大学地域産業支援センターは、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応する『大学の相談窓口』として、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。

技術相談	環境技術研究所等が相談に対応します。
経営相談	地域戦略研究所等が相談に対応します。
研究開発	技術相談から共同研究課題を発掘して、実りのある産学連携を実現します。
施設利用	大学の豊富な計測・分析機器および加工設備が利用できます。
情報提供	大学独自のネットワークを活用したセミナー等により、新しい視点を発信します。

**【問い合わせ先】** 公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター事務局  
〒808-0135 北九州市若松区ひびきの1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368  
E-mail kikaku@kitakyu-u.ac.jp

## 福岡県工業技術センター

「地域企業の発展を支援する実践的研究開発機関」として、県内中小企業等からの技術相談対応・依頼試験の実施や、センターの研究成果をベースとした製品開発など、地域企業を技術面から支援しています。

〈技術支援研究機関〉

機械電子研究所	金属材料、金属加工、機械、電子技術および熱エネルギーの研究・相談 所在地 北九州市八幡西区則松 3-6-1 TEL 093-691-0231 (技術総合支援室)
化学繊維研究所	セラミックス、高分子材料および繊維の研究・相談 所在地 筑紫野市上賀賀 3-2-1 TEL 092-925-7402 (技術総合支援室)
生物食品研究所	バイオテクノロジー、食品の研究・相談 所在地 久留米市合川町 1465-5 TEL 0942-30-6213 (技術総合支援室)
インテリア研究所	木質系材料および家具の研究・相談 所在地 大川市上巻 405-3 TEL 0944-86-3259 (技術総合支援室)

〈事業（支援内容）〉 それぞれの研究機関が各専門分野で次の事業を行っています。

研究開発	基礎から応用まで、企業の技術開発を支援します。 ■産学官共同研究開発：研究開発型企業の育成を目指した産学官の共同研究を推進しています。 ■受託・共同研究：国や企業等からの受託に基づく研究や共同での研究を行います。
人材育成	研修、講習会等を通じて企業技術者の人材育成を支援します。
技術相談	各研究所に技術総合支援室を設置し、相談に対応しています。
情報収集・提供	企業訪問等によりニーズや業界状況を把握するとともに、HP、メールマガジン、成果発表会、研究所一般公開などで情報発信を行っています。
技術交流	工業技術センタークラブ、技術研究会など交流の場を提供します。
試験分析	依頼試験、設備開放を行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。
コーディネート	研究開発のステージにあった支援のために調整やとりまとめを行います。

**【問い合わせ先】** 福岡県工業技術センター 企画管理部  
〒818-8540 筑紫野市上賀賀 3-2-1 TEL 092-925-5977 FAX 092-925-7724  
URL <http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/> E-mail johoh@fitc.pref.fukuoka.jp

## 産業用ロボット導入支援センター

生産性向上やロボット導入を総合的に支援する「産業用ロボット導入支援センター」を（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）内に設置・開設し、企業競争力の強化と雇用維持・拡大を支援します。

### <支援内容>

相談窓口	市内企業の生産性向上や品質向上を目的として、生産ラインの自動化やロボット化を検討する際の方策や費用対効果等の相談に気軽に応じます。 また、専門家が市内企業の生産現場を見学し、課題の洗い出しや改善のためのご提案を行います。 (詳しくは、P33をご参照ください。)
人材育成	ロボットの基礎知識やロボット操作の体験等、生産現場を担うものづくり人材の育成のための講座を開催します。
開発支援	ロボットの周辺機器（例えば、ハンドや治工具など）の研究開発を支援し、ロボットを使った生産システムの速やかな構築をお手伝いします。
情報発信	ロボット導入の成功事例を、セミナーや広報誌を使って紹介していきます。

### 【問い合わせ先】

産業用ロボット導入支援センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) ロボット技術センター内)

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北1-103 技術開発交流センター1階

TEL 093-695-3676 FAX 093-695-3525

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

## 北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター

北九州市東京事務所は、交通に便利な有楽町駅前の東京交通会館6階にあります。

事務所は、「土曜日開設」「Free-WiFi完備」「50名規模が使用できるスペース」を有しております。北九州市に御縁のある企業・個人であれば、どなたでもご利用いただけます。

■ご利用例：東京事務所の打合せ、商談場所、採用会場（試験・面接）等

### 【「北九中小企業ネットワーク懇話会 in 東京」のご案内】

首都圏に営業所等を有する市内中小企業を対象に、企業間並びに北九州市東京事務所との相互交流等を通して、首都圏での更なる販路開拓につなげることを目的とした「北九中小企業ネットワーク懇話会 in 東京」を定期的で開催しています。参加ご希望の企業様は、問い合わせ先までご連絡下さい。



【北九州市東京事務所】東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階  
(JR「有楽町駅」中央口・京橋口より徒歩1分、地下鉄「有楽町駅」D8出口から直結)  
開所時間：9：00～17：45（月～土曜日）※土曜日が祝日の場合はお休み

### 【問い合わせ先】

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター TEL 03-6213-0093

北九州市産業経済局中小企業振興課 TEL 093-873-1433

## 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

## 司法書士総合相談センター

司法書士会北九州支部が開設した窓口で、相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、成年後見など、司法書士が相談に応じます。個人だけでなく、自営業者等の中小企業の相談も受け付けています。

無料電話相談	月曜日～金曜日（祝日除く） 18時～20時 TEL 0570-783-544
司法書士紹介	月曜日～金曜日（祝日除く） 10時～16時 TEL 0570-783-544 事案に応じて司法書士を紹介します。 費用については、事務所ごとに決まっていますので、直接お尋ねください。

## 【問い合わせ先】 福岡県司法書士会北九州支部

〒803-0817 北九州市小倉北区田町11-10 オークラ田町ハイツ202号  
TEL 093-571-8445

## 福岡県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業の組合設立や運営など、組織化支援を行う団体です。その他、組合制度を活用した創業、「新連携」や「農商工連携」など、企業が連携して行う活動を支援します。

- 協同組合・企業組合などの設立・運営支援
- 弁護士や税理士等による個別専門指導
- 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進
- 中小企業組合等課題対応支援事業の実施・支援
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成
- 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援
- 「新連携」及び「農商工連携」の形成・運営支援（国補助制度導入への支援）
- 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催
- 企業組合制度を活用した創業・起業支援
- 組合等が行う研修会等への経費支援
- 中小企業及び組合に関する調査・研究
- 各種共済制度の申込窓口設置
- 機関誌・ホームページ・Eメールによる情報提供

組合等に対し、問題解決のための調査及び対策の実現化等にかかる費用を補助（詳細は次のとおり）

補助事業名	内容	補助割合
中小企業組合等活路開拓事業	共同して業界、組合のビジョン策定、事業化・実現化への支援	6/10以内
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤としたネットワークシステムの構築、組合員企業向け業務用アプリケーションに関する調査研究・開発	6/10以内

## 【問い合わせ先】 福岡県中小企業団体中央会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6階  
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469  
URL <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>

## 北九州市の国家戦略特区について

「国家戦略特区」は国や自治体、民間企業等が連携して、地域限定で大胆な規制改革などの措置を講じることによりインパクトのある施策を実現するものです。北九州市は 2016 年 1 月 29 日付で国家戦略特区に指定されました。

これにより、新たな規制改革の提案に加えて、他の特区地域のメニューも活用できるようになりました。

### (1) テーマ

「高齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応」

### (2) 主な取り組み

#### 「先進的介護・高齢者活躍拠点」の形成

シニア・ハローワークの設置や介護ロボット等の活用による介護職員の負担軽減、ロボット等の改良や開発などに取り組み、先進的介護・高齢者活躍の拠点を目指します。

#### 「創業・雇用創出拠点」の形成

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化などの取組により、スタートアップ企業への支援を行うなど、創業・雇用創出の拠点形成を目指します。

#### 「国内外の交流・インバウンド拠点」の形成

豊かな自然環境を活かした特区民泊などの取組により、国内外の交流・インバウンドの拠点形成を目指します。

#### 認定された特区事業 (2019 年 2 月末現在)

<p>○先進的介護・高齢者活躍拠点の形成</p> <p><b>介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装</b></p> <p><b>特区活用全国初!</b> 介護ロボットの開発・導入が進みます。 →市内 5 施設で実証を実施</p> <p><b>シニア・ハローワークの設置</b></p> <p><b>特区活用全国初!</b> 50 歳以上の求職者を重点的に支援します。</p>	<p>○国内外の交流・インバウンド拠点の形成</p> <p><b>エリアマネジメントの民間開放</b></p> <p>道路でのオープンカフェ等によって、まちのにぎわいが生まれます。 → 市内 7 箇所を実施</p> <p><b>郊外エリアにおける「特区民泊」</b></p> <p>自然体験と「地域住民との交流」をテーマとした特区民泊を実施します。 → <b>全国初!</b> 市街化調整区域も対象</p>
<p>○創業・雇用創出拠点の形成</p> <p><b>官民人材移動の柔軟化</b></p> <p>創業 5 年以内のスタートアップ企業が、初期段階で必要な人材を確保します。</p> <p><b>特定非営利活動法人の設立促進</b></p> <p>縦覧期間が 2 週間に短縮されます。</p> <p><b>外国人創業活動促進事業 (スタートアップビザ)</b></p> <p>半年間の創業準備期間を得ることで創業がより円滑に!</p>	<p><b>汐風香る魅惑の「ワイン特区」</b></p> <p>最低製造数量基準 (果実酒) の特例措置を適用します 6kℓ → 2kℓ → 2018 年 6 月、北九州産ワイン販売</p> <p><b>空港アクセスバス関連規制の緩和</b></p> <p>運行計画設定の際の届出期間を短縮 (30 日前⇒7 日前) し、臨時バスを迅速・柔軟に運行します。</p>
<p>○近未来技術の開発・実証拠点の形成</p> <p><b>電波法・特定実験試験局免許の迅速な取得</b></p> <p>電波を活用した実証実験を行う際、迅速な免許発給が可能になります。</p> <p><b>北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター</b></p> <p>研究主体による自動走行、小型無人機、電波利用の実証実験が円滑に実施できるよう、ワンストップでサポートを行います。</p>	

※国家戦略特区に関する詳しい情報については、内閣府地方創生推進室ホームページをご覧ください。

国家戦略特区

検索



#### 【問い合わせ先】

北九州市 企画調整局 地方創生推進室 TEL 093-582-2904 FAX 093-582-2176

## 働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口

### 1 九州労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター（北九州市小倉南区曾根北町1番1号）

悩みやストレスに伴う心身の不調を抱える勤労者のための相談機関です。医学的に問題の無い方の相談を積極的に受け付けております。通常の診察とは異なりますので、投薬や検査などは行いません。各種保険は適用されません。初回相談は無料、2回目以降は有料です。

○個別相談 予約制 TEL 093-475-9626 までお問い合わせください。

※その他、職場でのメンタルヘルス研修や体制整備づくりのご相談も承ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL [http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c\\_mental.html](http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c_mental.html)

### 2 福岡産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）

働く人の「こころ」と「からだ」の健康保持増進活動をサポートするため、無料で産業保健サービスを提供します。

○福岡産業保健総合支援センター（産業保健スタッフ向けのサービス）

産業保健スタッフからのメンタルヘルス相談対応、産業保健スタッフ向けの研修、職場のメンタルヘルス対策取組み支援・管理監督者向けメンタルヘルス教育研修（デモンストレーション）など。

○地域窓口（地域産業保健センター）（小規模事業場向けのサービス）

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者・労働者からのメンタルヘルス相談対応など。

※メンタルヘルスを含む、労働安全衛生に関する様々な相談への対応について情報発信しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。URL <http://www.fukuokasanpo.jp/>

#### 【問い合わせ先】

○福岡産業保健総合支援センター	TEL 092-414-5264
○門司地域窓口（門司区）	TEL 093-371-2115
○小倉地域窓口（小倉北区、小倉南区）	TEL 093-513-1212
○北九州西地域窓口（八幡東区、八幡西区、若松区、戸畑区、中間市、遠賀郡）	TEL 093-681-6222

#### 【メンタルヘルス関連ホームページ】

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」（URL <http://kokoro.mhlw.go.jp>）

こころの悩みがある、誰かに相談したい、こころの健康問題により休職中の社員がいる、職場のメンタルヘルス対策について知りたい等、働く人のこころの健康に関するさまざまな情報を提供しています。（運営：厚生労働省）

○メンタルヘルスに関する相談機関、診療機関の名簿等の事業場外資源

労働衛生関係情報 厚生労働省ホームページ（URL <http://www.mhlw.go.jp>）

福岡労働局ホームページ（URL <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

メンタルヘルス対策等労働衛生関係の情報等を掲載しています。（運営：厚生労働省・福岡労働局）

○事業場内メンタルヘルス推進担当者テキスト ○労働者の疲労度蓄積度チェックリスト  
○ストレスチェック制度について ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き など

北九州市「いのちとこころの情報サイト」（URL <http://www.ktq-kokoro.jp/>）

ストレスと上手に付き合うために、こころの病気の基礎知識など、情報や地域に特化した各種相談窓口を掲載しています。（運営：北九州市）

気軽に簡単ストレスチェック 北九州市「こころの体温計」（URL <https://fishbowlindex.jp/kitakyushu/>）

簡単な質問に答えるだけで、現在のストレスや落ち込み度が分かります。（運営：北九州市）

## 各種共済制度など

### 1 労働保険事務組合

労働保険（労災保険・雇用保険）に関する事務処理を事業主に代わって行います。

#### 労働保険事務組合へ委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付などを事業主に代わって手続きしますので事務負担が軽減されます。
- ②金額に関係なく、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入できない事業主なども労災保険に加入できます（特別加入制度）。

#### 委託できる事務の範囲

- ・概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する手続き
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の届出などの手続き
- ・労災保険の特別加入（特別な任意加入）の申請、雇用保険被保険者の届出などの手続き
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告などに関する手続き

### 2 北九州商工会議所 生命共済制度

事業主や役員、従業員の事故などを対象とした共済制度です。業務上、業務外を問わず、事故死亡・病気死亡にくわえ、不慮の事故による身体の障がい・入院（5日以上）を24時間保障します。

加入資格	北九州商工会議所会員事業所もしくは特定商工業者の事業主、役員およびその従業員で14歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下の方（更新する場合に限り、75歳6ヶ月までご継続いただけます）。
掛 金	掛捨て式の保険です。 掛金は年齢区分、性別、口数（最高11口、61歳以上は低減）により金額が異なります。 《加入例：35歳までの方1口（100万円）につき1月あたり 男性324円、女性283円》
手続き等	簡単な手続きでご加入いただけます。ただし、被保険者各人の健康告知が必要です。 ・申込み：毎月15日まで ・効 力：毎月15日までの申込み分は、翌々月の1日から効力が発生 （ただし、第1回目の掛金振替（申込み翌月22日）ができた契約に限ります。）
保 障	業務上、業務外を問わず、安心の24時間保障。事故死亡・病気死亡にくわえ、身体の障がいや入院（5日以上）に至るまで広範囲に保障します。 また、北九州商工会議所独自の病気入院見舞金もあります。
掛金の 税務上の 取扱い	法 人：全額損金に算入できます。 個人事業所：被保険者が経営者であれば生命保険料の控除、被保険者が従業員であれば全額必要経費に算入できます。

※ 詳しくはお問い合わせください。

## 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

## 3 退職金制度

従業員や経営者の退職金を、無理なく積み立てできる制度です。

## (1) 北九州商工会議所 特定退職金共済制度（従業員の退職金積立制度）

事業主（事業所）が従業員の退職金を準備するための制度です。従業員の勤労意欲の向上や、事業の安定成長にお役立てください。

また、加入すると各種の福利厚生事業をご利用いただけます。

加入対象企業	原則として、市内にある事業主（事業所）。
加入対象者	従業員（専従者控除の対象者を除く）で、満15歳から85歳未満の方
掛金	月額1口1,000円～30口30,000円（全額事業主負担） 月払いで翌月分を指定の市内金融機関より口座振替（毎月15日）
申込み	毎月10日まで
掛金の税務上の取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：全額必要経費に計上できます。
受取人	加入従業員（被共済者）
ご利用いただける福利厚生事業	●健康診断受診料金補助サービス ●施設利用補助サービス（市民プール利用券・美術館等共通利用券） ●旅行補助サービス（日帰りバスハイク等）

※詳しくはお問い合わせください。

## (2) 小規模企業共済（小規模企業の経営者の退職金）

小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社役員の方が、「事業の廃止」や「退職された」場合、「その後の生活の安定」あるいは「事業の再建」を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、『経営者の退職金』といえるものです。

制度の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>■税制面のメリット！ 掛金が全額所得控除扱いになります。</li> <li>■共済金の受取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。</li> <li>■納付した掛金の範囲内で貸付制度が利用できます。</li> </ul>
加入対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下、宿泊・娯楽業は20人以下）の個人事業主や共同経営者、会社の役員</li> <li>■事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員</li> <li>■常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合の役員</li> <li>■小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）</li> </ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎月の掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）です。</li> <li>■加入後、増・減額できます。</li> <li>■掛金は、加入された方ご自身の預金口座より口座振替となります。</li> <li>■前納、半年払い、年払いもできます。</li> </ul>

※ 詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「小規模企業共済」のホームページをご覧ください。  
<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

## 【問い合わせ先】

- 1 : 北九州商工会議所 各サービスセンター [詳しくはP7](#)  
 2・3(1) : 北九州商工会議所 会員・共済課 TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799  
 3(2) : 北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759  
 《北九州商工会議所 URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>》

## 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金を積立っておけば貸付けが受けられる共済制度です。

加入対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。</li> <li>■ 加入後も掛金月額が増額・減額ができます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛金は総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した場合には掛止めもできます。</li> </ul>
税法上の取扱い	■ 掛金は損金(法人の場合)あるいは必要経費(個人事業)に算入できます。
貸付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。</li> <li>■ 加入後6ヶ月以上経過し、かつ6ヶ月以上の掛金を納付している場合で、取引先事業者が倒産した場合に、売掛金等の回収が困難となった額と、積立た掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。</li> </ul>
貸付条件	■ 無担保、無保証人です。ただし共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積立た掛金総額から控除されます。
掛 金	■ 12ヶ月以上掛金を納付していれば任意解約でも80%以上、40ヶ月以上の場合には全額が受け取れます。

※詳しくは、(独)中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済」のホームページをご覧ください。  
<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

### 【問い合わせ先】

北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759  
 e-mail [chushou@kitakyushucci.or.jp](mailto:chushou@kitakyushucci.or.jp)

## 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

## 北九州市のホームページ

北九州市のホームページでは、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなどさまざまな情報を掲載しています。

また、事業者向けとして、「入札・契約」、「商・工業振興」、「企業等の誘致」などの情報を掲載していますので、ご利用ください。



## &lt;主な掲載内容&gt;

- 入札・契約結果などに関する情報
- 北九州市の産業団地に関する情報（用地情報）
- 大規模小売店舗立地法にかかる事務手続きの方法及び届出状況のお知らせ
- 地価公示の価格表
- 危険物取扱者試験・準備講習の案内
- 各種統計資料  
事業所・企業統計、工業統計、商業統計、国勢調査、家計調査、産業連関表 など

## 【アクセス先】

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

## 北九州市コールセンター（ひまわりコール）

北九州市コールセンターでは、市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関するお問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

どこにたずねたらよいかわからない時にご利用ください。

## &lt;お問い合わせの事例&gt;

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業支援センターについて知りたい</li> <li>■会社の創業、経営の相談について</li> <li>■事業を始める際の届出について知りたい</li> <li>■中小企業融資について教えてほしい</li> <li>■セーフティネット保証制度について教えてほしい</li> <li>■中小企業向けの研究開発・技術開発に対する補助金について知りたい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業向けの講座・セミナーについて知りたい</li> <li>■ISO 認証取得支援について知りたい</li> <li>■ごみ減量・リサイクル・生ごみ処理などについて知りたい</li> <li>■観光情報を知りたい</li> <li>■平日以外でも住民票や印鑑証明を受け取ることはできますか</li> </ul> |
|--|---|

## 【問い合わせ先】

TEL 093-671-8181（年中無休、8時～21時）

FAX 093-671-0088（年中無休、24時間）

E-mail [call-center01@mail2.city.kitakyushu.jp](mailto:call-center01@mail2.city.kitakyushu.jp)（年中無休、24時間）